

ってきた、ボランティア・NPO 等多様な主体との連携によるノウハウの普及・展開

## 2. 復興を支える仕組み

### (1) 復旧・復興事業の財源等

- ・ 復興・創生期間後の復興施策の方向性を踏まえて当面 5 年間の事業規模を整理し、所要の財源を手当てすることで、必要な復興事業を確実に実施
- ・ 東日本大震災復興特別会計の継続
- ・ 震災復興特別交付税制度の継続

### (2) 法制度

#### ① 東日本大震災復興特別区域法

- ・ 規制の特例、復興整備計画、金融の特例について、これまでの復興状況や必要となる事業の見込みも考慮しつつ、対象地域の重点化
- ・ 復興特区税制について、対象地域を重点化した上で、適用期限の延長等を検討

#### ② 福島復興再生特別措置法

- ・ 帰還に向けた生活環境整備等の施策に加え、移住の促進や交流・関係人口の拡大等の新たな活力を呼び込む施策の強化による地域の復興・再生
- ・ 地元の担い手に加えて外部からの参入も念頭に置いた、農地の利用集積や六次化施設の整備の促進による営農再開の加速化
- ・ 「福島イノベーション・コースト構想」を軸とした産業集積の加速化
- ・ 復興特区税制の見直しにあわせた、各種課題に対応した税制措置等の検討
- ・ 海外における風評払拭のための外国政府への働きかけ強化
- ・ 国が策定する基本方針の下、広域地方公共団体である福島県が地域の実情を踏まえて計画を作成することなど、計画制度の見直しを検討

#### ③ 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法

- ・ 令和 2 年度末までの二重ローン対策の支援決定期限について、被災・支援企業における経営上のニーズも踏まえ、更なる延長是非も含め、機構による支援のあり方の検討

### (3) 自治体支援

- ・ 全国の地方公共団体等からの応援職員の確保や被災地方公共団体における採用など、必要な人材確保対策に係る支援
- ・ 地方単独事業等を含む復旧・復興事業に対する震災復興特別交付税による支援

### 3. 組織

- 復興庁の設置期間を 10 年間延長。復興庁は、引き続き内閣直属の組織とし、内閣総理大臣を主任の大臣にあて、復興大臣を置くとともに、復興事業予算の一括要求や地方公共団体からの要望等へのワンストップ対応など、現行の総合調整機能を維持
- ・ これまで蓄積した復興に係るノウハウを関係行政機関等と共有し、活用する機能を追加
- ・ 被災三県の復興局を維持し、「現場主義」の徹底により、復興の更なる加速化を図る。岩手復興局及び宮城復興局の位置については、それぞれ沿岸域に変更（盛岡市と仙台市には支所を設置）。福島復興局は、引き続き福島市に設置（富岡町と浪江町の支所を維持）
- ・ 復興・創生期間後 5 年間の復興事業の更なる進捗状況を踏まえ、組織のあり方を見直し

### 4. その他

- ・ 以上の取組に関連して、法律の改正により措置すべき事項のうち、速やかに対応すべきものについては、所要の法案を次期通常国会に提出

(※) 台風 19 号等に係る被災状況や復興への影響、今後の動向等を踏まえ、必要な記載を検討

トです。これによると、まず、仮設住宅の建設・撤去費というところも含まれているわけですが、六十三万四千円。他方で、住宅を建てていただくことにより固定資産税が行政に入ってくる。これはマイナスイ百九十九万九千円ということですが、要は行政コストではなくて行政の利益になる。そして、先ほど来申し上げている被災者生活再建支援金、最大三百万のコストが発生するというところで、これらを差し引き、トータルすると七百四十三万一千円ということになるわけです。

他方、公営住宅に入居するケース。先ほど、一戸当たりの建設コスト、大臣からは二百万円という数字が出されましたけれども、ここでも条件を平等にするために仮設住宅の建設・撤去費六百三十四万円、同じ額を計上する。それから公営住宅の建設・維持費、ここでは一戸当たり七百五十二千円というコストで、内訳はその下に書かれてあるとおりであります。そして、被災者生活再建支援金は、公営住宅の場合は一階建ての基礎支援金のみが私われませんので、行政コストは百万円であるということです。これらを差し引き、トータルしますと二千四百三十九万二千円ということで、両方比べてみると、民間住宅を建設する方が約一千七百万ほど安上がりである、こういう試算結果になっているわけです。

こういう数字を見ますと、仮に今回、加算支援金を倍増して最大で二百万くらいに乗せたとしても、なおおつりが来るといいますか、それでも一千五百万くらい安上がりなわけです。ですから、行政改革という視点、財政負担をいかに減らしていくかという観点から見た場合、被災者生活再建支援金というのはこの機会に増額して、民間住宅建設を促していくという方が合理的ではないかと私は考えますが、大臣、いかがでしょうか。○河野国務大臣 ちよつと御趣旨がよくわからないんです。この資料だと公営住宅の建設費が千二百万円ですか。再建支援金を増額しても千二百万円には到底及ばないわけですから、個人の方がその分を負担されるわけではございません。

の資力があるならば建てられるのかもしれないが、災害公営住宅に入居される方の多くは資力がないためにここへ入居されることになるわけ。ちよつとこの上の段と下の段の比較というのがよくわかりません。

災害が起きた後の住宅の再取得は、やはり、ふだんから災害に備える損害保険、災害保険といったものにつかり加入していただいて方が一のときに住宅を再取得できるような経済的な備えをしていただくというのが、私はあるべき姿だろうというふうにも思っております。そのための保険料を、例えば税の減免の対象にするとか、そういう支援のやり方というのは前向きに検討していかねばいけないというふうにも思っております。再建支援金を増額することによって、それはないよりはあった方がいいというふうには思いますが、ではそれで再取得ができるかといえば再取得にはならないわけではございません。ちよつとにわかには賛同がたいと思っております。

ただ、今回もございましたが、御高齢の方が住居を失われて、今さらローンを組むわけにもいかないし、仮設に二年だけ入ってもその先どうするんだという方がやはりいらつしやいます。高齢化の時代になればそういう方もふえてくると思っております。そういう方に住宅の再取得をお願いいたしますと、それはなかなか難しいんじゃないかというふうにも思います。そういう方については、少しいろいろなことを考えて新たな枠組みといたいのをつくらなければいけないのかもしれないというふうには思っているところでございます。高年齢化ですからだんだんそういう人の割合が増えてくるということになるのかもしれないが、少なくとも、公営住宅を建てるかわりに生活再建支援金を増額してというのは、ちよつとこの比較が余り同じものを比較しているように私には思えないんです。○階委員 では、ちよつと前提を述べたいと思えます。

被災者の方々で今仮設に入っている方の中で、災害公営にするか自分で家を建てるか悩んでいる方がいらつしやるわけです。大分そういう方も結論は出てきたと思えます。これから熊本でも同じような問題があると思えます。そのときに、岩手の被災地でも、なるべく自分で、自力で家が建てたかつたけれどもやはり資金的に苦しいというところで、やむなく災害公営住宅に入ったという方がいらつしやるわけですね。そういう方たちには仮に支援金を上乗せすれば住宅再建の道を選ばすことができた、そういう可能性はある。

そして、もしそういうことであれば、先ほど言ったコストの比較から見れば、行政としてもその方がいいのではないかと、コストも減っている人ではないかということ、そういう迷っている人になるべく自分で家を建てていだけるような政策といたうことで、この被災者生活再建支援金の増額というのには意味があると思っております。この点、いかがでしょうか。○河野国務大臣 やはり、住宅の再取得については、日ごろから経済的な備えをしていただくというのがあるべき姿だということに思っております。国として、いざというときの災害保険の保険料について減免といったようなことを、私はむしろやるべきだと思っております。

生活再建支援金を一千万、二千万増額できるというんだつたら再取得の役に立つのかもしれないが、それはないよりはあつた方がいいよということでも百万でもふやした方がいいといえはそうかもしれないませんが、それだけで再取得はできないわけではございません。そもそもこの支援金は見舞金のような性格として創設をされました。また、これは、都道府県がお金を出し合つて相互に助け合つて、それを国が補助するというところで地方のお金をベースにしてきていることを考えると、私は、この支援金を増額して云々ということには慎重でございます。

対しても同じような御答弁をされていたので、私、きょう、その点についても真意を確認したいと思つて参りました。まず、今お話しされた中で、筋としては、事前には保険に入つていただくことを言われました。ただし、今実際に被害に遭われて仮設に入つていられる方ももう保険に入りたくも入れられるわけがないわけではございません。そういう人たちの救済には保険というのは全く役立たない。この点についてどうにお考えになりますか。○河野国務大臣 そこは、おっしゃるとおりでございます。しかし、我々は、この災害だけでなく次の災害にも備えなければいけないわけで、我々としては、こうした東日本の大震災、もつと言えは阪神・淡路、東日本、中越、熊本、こうした地震がどこで起きるかわからないというのが今の日本の実情でございますので、いざというときに住む家を失つた方に住宅の再取得をしていただくためには、これは経済的な備えが必要であるわけでございます。ですから、政府としては、いざというときのために経済的な備えをしつかりしていただかなければいけないことをこれから強く訴えていかなければならないというふうにも思っております。

住宅の再取得ができるほどの見舞金を出せるというならばそんな必要はないのかもしれないが、見舞金を増額しても住宅の再取得には足らないわけですから、それは何らかの経済的な備えがなければ住宅を新たに作り直すというわけにはいきません。ですから、支援金をふやしたから大丈夫だという間違つたメッセージは送らたくないというふうにも思っております。政府としては、いざというときのためにきちんと備えて、それはどこでも起こり得る話ですから、経済的にきちんとして、保険に入るなど備えをしてくださいということをお願いいたします。

○階委員 ちよつと私の質問に答えていないと思つて、今後のことを聞いています。○階委員 今、御答弁は、ちよつと五月十六日に衆議院の予算委員会でも共産党の藤野委員の質問に

# 重点建議事項等の概要

## 1 所得税法の雑損控除制度を改正し、災害損失控除制度を創設すること

### Point

- ① 災害による損失は、盗難又は横領による損失よりも多額になる
- ② 激甚災害では、被災地域の経済基盤が回復するまでに相当の長期間を要する
- ③ 災害による損失額を雑損控除ではなく独立して取り扱う方が納税者の救済に資する

### 雑損控除から独立させた「災害損失控除」の創設が必要

#### 災害損失控除 について

- 所得控除の順番を人的控除の後順位に  
課税の公平性の観点から、人的控除を先に控除し、その後に災害損失控除を差し引く順番とすること。
- 控除の繰越期間は10年  
雑損控除の繰越期間は3年間だが、喪失した担税力の救済のため法人の繰越欠損金控除制度と平仄を合わせ、10年に延長すること。
- 対象支出の範囲を拡充  
一定の資産損失に限定するのではなく、避難のための移転費用や避難後の生活関連費用も対象にすること。
- 繰戻し還付制度の創設  
災害損失控除について前年への遡及を認め、繰戻し還付を可能にすること。

## 事例

41歳男性(年収460万円、所得314万円)が、5年前に取得した家屋(木造45坪)を災害によりすべて失い、1,000万円の保険金給付を受けた場合。現行の雑損控除で考えると……。

- ☑ 雑損失の金額が2,000万円超も生じる。  
(家屋2,000万円)+(家財1,100万円)-(保険金1,000万円)-314万円×10%=2,068万円
- ☑ 雑損失の金額は所得の6.5年分(=2,068万円/314万円)にもなる。
- ☑ 避難を余儀なくされ、再就職し所得が下がると控除年数は更に長期化する。
- ☑ 繰越期間は、基礎控除、社会保険料控除、生命保険料控除等が切り捨てられる。

## 2 相続時精算課税により贈与した財産について、災害等により財産価値が著しく低下した場合の特例措置を設けること

贈与後に災害等により財産価値が著しく低下した場合、担税力に応じた適正な価額により相続税が課税されないことになる。相続時精算課税制度を利用して財産を贈与した場合にも、その価額を贈与時の価額に固定するのではなく相続開始時の評価額で課税する救済が必要である。

東北税理士会・東北税理士政治連盟